

# 歯科保健医療に関するオープンデータについて

令和3年7月

厚生労働省医政局歯科保健課

## 目次

1. 歯科保健医療に関するオープンデータの概要	1
2. 歯科保健医療に関するオープンデータとして掲載している指標について	1
3. 出典資料・集計時の留意事項について	2
(1) NDBデータについて	
(2) 既存統計について	
4. 各指標の詳細	7
(1) 在宅医療	
(2) がん	
(3) 歯科保健医療に関する基礎データ等	

## 1. 歯科保健医療に関するオープンデータの概要

歯科保健医療に関するオープンデータでは、地域の歯科保健医療提供体制の現状を適切に把握することができるよう、様々な統計データを収集・集約し、公表しています。

## 2. 歯科保健医療に関するオープンデータとして掲載している指標について

歯科保健医療に関するオープンデータとして掲載している指標は以下のとおりです。

分野	指標	都道府県	二次医療圏	市区町村
在宅医療	歯科訪問診療料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
	歯科訪問診療補助加算イ、歯科訪問診療補助加算ロの算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
	訪問歯科衛生指導料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
がん	周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）（手術前）、周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）（手術後）の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
	周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）（手術前）、周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）（手術後）の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
	周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
	周術期等口腔機能管理計画策定料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
	周術期等口腔機能管理計画策定料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件【診療所分】	○	○	-
	周術期等口腔機能管理計画策定料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数（病院分）	○	○	-
	周術期等専門的口腔衛生処置の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
歯科保健医療に関する基礎データ等	歯科医師数	○	○	○
	就業歯科衛生士・歯科技工士数（人口10万対含む）	○	-	-
	病院数総数【平成29年・平成30年・令和元年】	○	○	○
	歯科診療所数【平成29年・平成30年・令和元年】	○	○	○
	歯科系診療科目の標榜病院数【平成29年・平成30年・令和元年】	○	○	-
	在宅サービス提供診療所数	○	○	-
	歯科技工所数	○	-	-
	歯科診療所の従事者数【歯科医師】	○	○	-
	歯科診療所の従事者数【歯科衛生士】	○	○	-
	歯科診療所の従事者数【歯科技工士】	○	○	-
	病院における歯科関係職種の従事者数【歯科医師】	○	○	-
	病院における歯科関係職種の従事者数【歯科衛生士】	○	○	-
	病院における歯科関係職種の従事者数【歯科技工士】	○	○	-
	歯周疾患検診の受診状況	○	-	○
有訴者数	○	-	-	
1歳6か月児、3歳児健診受診者におけるむし歯のない幼児割合【市区町村実施分】	○	○	○	
1歳6か月児、3歳児健診受診者におけるむし歯のない幼児割合【政令市及び特別区の設置する保健所実施分】	○	-	-	

### 3. 出典資料・集計時の留意事項について

#### (1) NDBデータについて

##### (i) NDBの概要

- NDBとは、厚生労働省の保有する「レセプト情報・特定健診等情報データベース」を指します。
- NDBでは、医療機関が保険者に対して医療費を請求するために発行する請求明細書(レセプト)について、日本全国の情報を収集・格納しています。
- 収集対象が、電子レセプトに限定されているものの、医療保険のレセプトデータの大部分が格納されており、日本全国の医療の提供状況を表すデータベースとして、活用されています(歯科レセプトの電子化率は平成27年5月時点で96.0%)。

##### (ii) 集計対象としたデータ

- レセプトデータには、入院レセプトと入院外レセプトの二種類があり、医療機関に入院中の保険診療の情報は入院レセプトに、それ以外の保険診療の情報は入院外レセプトに記載されます。
- 今回の「歯科保健医療に関するオープンデータ」においては、2019年度の入院外レセプトを集計対象としました。

##### (iii) NDBから集計した指標の一覧

- NDBを用いた集計では、「歯科訪問診療料」や「周術期等口腔機能管理料」等、歯科点数表に規定されている診療報酬項目について、算定医療機関数、算定回数、レセプト件数、をセットで集計しています。
- NDBから集計した指標の一覧は以下のとおりです。

分野	指標	都道府県	二次医療圏	市区町村
在宅医療	歯科訪問診療料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
	歯科訪問診療補助加算イ、歯科訪問診療補助加算ロの算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
	訪問歯科衛生指導料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
がん	周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)(手術前)、周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)(手術後)の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
	周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)(手術前)、周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)(手術後)の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
	周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
	周術期等口腔機能管理計画策定料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-
	周術期等口腔機能管理計画策定料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数【診療所分】	○	○	-
	周術期等口腔機能管理計画策定料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数(病院分)	○	○	-
	周術期等専門的口腔衛生処置の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数	○	○	-

#### (iv) 留意事項について

- NDBの集計結果の参照にあたっては、以下の点について、留意が必要となります。データの限界をご理解いただいた上で、ご利用いただけますよう、お願いいたします。

##### 【マスク処理（「\*」での表示）について】

- NDBから作成された指標については、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に準じて、集計単位、集計項目ごとに、マスク処理（「\*」での表示）を行っています。
- マスク処理が施された箇所では、集計値が「\*」（アスタリスク）で表示されています。
- マスク処理の詳細については、「(v) マスク処理について」をご参照ください。

##### 【歯科診療行為の集計について】

- 在宅医療に関連する歯科診療報酬の項目には、一部、介護保険との給付調整がかかる項目があります。

##### 【都道府県・二次医療圏の判別について】

- NDBから作成された指標については、NDBに格納されているレセプト情報から、「患者住所地」を判別できないため、「医療施設所在地」を基準に、都道府県及び二次医療圏を判別しています。
- 一部のレセプトにおいて二次医療圏が判別できない場合が存在したため、各都道府県ごとに、「判別不可」の欄を設け、当該レセプトに係る集計結果を格納しています。

##### 【NDBの提供元について】

- NDBから作成された指標については、令和2年度の「歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業」において、提供を受けたデータを活用し、集計を行っています。
- 集計条件や抽出時点等の違いにより、他の事業における集計結果と若干の差異が発生する可能性があります。

(v) マスク処理について

- マスク処理については、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に準じて、以下の基準で実施しております。

集計項目	マスク処理の基準値
算定医療機関数	3未満を秘匿(0も秘匿する)
算定回数	10未満を秘匿(0も秘匿する)
レセプト件数	10未満を秘匿(0も秘匿する)

- また、ある二次医療圏において、算定医療機関数が3未満であった場合は、当該二次医療圏の算定回数及びレセプト件数について、その集計値が10以上であっても、マスク処理を行っております。
- 同様に、ある二次医療圏において、レセプト件数が10未満であった場合にも、当該二次医療圏の算定医療機関数及び算定回数について、その集計値が10以上(算定医療機関数は3以上)であっても、マスク処理を行っております。
- ただし、逆算可能性の観点から、以下の場合においては、上記の基準に該当しない場合でもマスク処理を行っております。

ONDB から集計した指標では、都道府県別と二次医療圏別の二つを作成しています。  
 ○ある都道府県内の二次医療圏別の集計において、マスク処理の対象が一つの場合、都道府県の値から他の二次医療圏の値の和を引くことで、マスク処理対象の値を特定できるため、マスク処理対象外のうちの最小値を併せて、マスク処理を行っております。

例) A 県に B~E の 4 つの二次医療圏があり、「B 二次医療圏」の集計値のみがマスク対象となる値の場合

→C~E 二次医療圏の集計値の中の最小値 (B~E のうち、2 番目に小さい値) もマスク対象になります。

【A 県の集計イメージ】

二次療圏	集計値	マスク処理を行う理由	掲載値
B	9	10未満のためマスク	*
C	32	—	32
D	14	マスク対象が一つのため、Bを除いた最小値をマスク	*
E	28	—	28

## (2) 既存統計について

- 本オープンデータでを使用した調査と内容については以下の表のとおりです。

調査名称	内容
医療施設調査	<p>○調査の目的 病院及び診療所(以下「医療施設」という。)について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。</p> <p>○対象調査年 平成 29 年～令和元年 (平成 29 年は静態調査と動態調査の両調査が行われた。)</p> <p>○調査の時期 (1) 静態調査 3 年ごとの 10 月 1 日(国への提出期限 11 月 10 日) (2) 動態調査 開設・変更等のあった都度(同 翌月 20 日)</p> <p>○調査方法 静態調査…調査時点で開設しているすべての医療機関 動態調査…医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設</p> <p>○集計・推計方法 全国の医療施設から提出された開設・廃止などの申請・届出を基に、毎月「動態調査」として、医療施設数、病床数、診療科目などの動向を把握し、集計・公表を行うとともに、3 年ごとに「静態調査」として、検査・手術の実施状況や診療設備の保有状況などの診療機能の詳細な調査を実施し、集計・公表を行っている。集計は、記入内容の矛盾や欠測値が疑われる項目などについて、自治体を通じて医療施設等に必要な照会を行った上で、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)において行っている。</p> <p>○集計対象の指標 ・在宅サービス提供診療所数 ・歯科診療所の従事者数 ・病院数総数 ・病院における歯科関係職種の従事者数 ・歯科診療所数 ・歯科系診療科目の標榜病院数</p>
衛生行政報告例	<p>○調査の目的 衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>○対象調査年 平成 30 年度</p> <p>○調査の対象 都道府県、指定都市及び中核市</p> <p>○集計対象の指標 ・歯科技工所数 ・就業歯科衛生士・歯科技工士数(人口 10 万対含む)</p>
地域保健・健康増進事業報告	<p>○調査の目的 地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>○対象調査年 平成 30 年度</p>

	<p>○調査の対象 全国の保健所及び市区町村</p> <p>○集計対象の指標 ・1歳6か月児、3歳児健診受診者におけるむし歯のない幼児割合 ・歯周疾患検診の受診状況</p>
<p>国民生活基礎調査</p>	<p>○調査の目的 保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としている。</p> <p>○対象調査年 令和元年</p> <p>○抽出方法 (1)抽出方法は、国勢調査区（後置番号1又は8）を抽出単位とする層化集落抽出である。 (2)調査区の層化は、産業及び人口集中・非集中の区分により行っている。 (3)大規模調査年では、都道府県・指定都市ごとに一定数を系統抽出、簡易調査年では都道府県・指定都市ごとの国勢調査区数に比例するように系統抽出している。</p> <p>○集計対象の指標 ・有訴者数</p>
<p>医師・歯科医師・薬剤師統計</p>	<p>○統計の目的 医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>○対象調査年 平成30年</p> <p>○集計対象 日本国内に住所があって、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票を集計の対象とする。</p> <p>○集計対象の指標 ・歯科医師数</p>



#### 4. 各指標の詳細

##### (1) 在宅医療

###### ① 歯科訪問診療料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数

- 2019年度の歯科入院外レセプトを集計対象としました。
- 歯科訪問診療料は、「在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者を対象として、療養中の当該患者の在宅等から屋外等への移動を伴わない屋内で診療を行った場合」に算定でき、算定項目は歯科訪問診療1、歯科訪問診療2、歯科訪問診療3に分かれていますが、これらを合算したものを「歯科訪問診療料」として掲載しています。  
(参考) 歯科訪問診療1：同一の建物に居住する患者数が1人のみの場合  
        歯科訪問診療2：同一の建物に居住する患者数が2人以上9人以下の場合  
        歯科訪問診療3：同一の建物に居住する患者数が10人以上の場合
- 2019年度1年間に、歯科訪問診療料の算定のあった算定医療機関数、算定回数、レセプト件数について、集計を行いました。
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

＜歯科訪問診療料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数＞

303000110	歯科訪問診療1（診療所）（1日につき）
303008750	歯科訪問診療1（診療所）（診療時間が20分未満の場合）（1日につき）
303000210	歯科訪問診療2（診療所）（1日につき）
303008950	歯科訪問診療2（診療所）（診療時間が20分未満の場合）（1日につき）
303004610	歯科訪問診療3（診療所）（1日につき）
303009150	歯科訪問診療3（診療所）（診療時間が20分未満の場合）（1日につき）
303006550	歯科訪問診療1（病院）（1日につき）
303008850	歯科訪問診療1（病院）（診療時間が20分未満の場合）（1日につき）
303006650	歯科訪問診療2（病院）（1日につき）
303009050	歯科訪問診療2（病院）（診療時間が20分未満の場合）（1日につき）
303006750	歯科訪問診療3（病院）（1日につき）
303009250	歯科訪問診療3（病院）（診療時間が20分未満の場合）（1日につき）

② 歯科訪問診療補助加算イ及び歯科訪問診療補助加算ロの算定医療機関数、算定回数、レセプト件数

- 2019年度の歯科入院外レセプトを集計対象としました。
- 歯科訪問診療補助加算は、「歯科訪問診療を実施する保険医療機関の歯科衛生士が、歯科医師と同行の上、歯科訪問診療の補助を行った場合」に算定できます。
- 2019年度1年間に、歯科訪問診療補助加算の算定のあった算定医療機関数、算定回数、レセプト件数について、以下のイ、ロの区別に集計を行いました。

(歯科訪問診療補助加算の区分)

- イ : 在宅療養支援歯科診療所又はかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合
- ロ : 上記以外の保険医療機関の場合

- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

<歯科訪問診療補助加算イの算定医療機関数、算定回数、レセプト件数>

CC025	歯科訪問診療補助加算(在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又はかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合(同一建物居住者以外の場合))
CC026	歯科訪問診療補助加算(在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又はかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合(同一建物居住者の場合))

<歯科訪問診療補助加算ロの算定医療機関数、算定回数、レセプト件数>

CC038	歯科訪問診療補助加算(イ以外の保険医療機関の場合(同一建物居住者以外の場合))
CC039	歯科訪問診療補助加算(イ以外の保険医療機関の場合(同一建物居住者の場合))

③ 訪問歯科衛生指導料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数

- 2019年度の歯科入院外レセプトを集計対象としました。
- 訪問歯科衛生指導料は、「歯科訪問診療料を算定した患者等に対して、1月以内に歯科訪問診療を行った歯科医師の指示を受けた、当該保険医療機関に勤務(常勤又は非常勤)する歯科衛生士等が、療養上必要な実地指導を行った場合」に算定でき、算定項目は訪問歯科衛生指導料1、訪問歯科衛生指導料2、訪問歯科衛生指導料3に分かれていますが、これらを合算したものを「訪問歯科衛生指導料」として掲載しています。

(参考) 訪問歯科衛生指導料 1 : 同一建物診療患者が 1 人の場合

訪問歯科衛生指導料 2 : 同一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合

訪問歯科衛生指導料 3 : 同一建物診療患者が 10 人以上の場合

- 2019 年度 1 年間に、訪問歯科衛生指導料の算定のあった算定医療機関数、算定回数、レセプト件数について、集計を行いました。
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

<訪問歯科衛生指導料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数>

303007310	訪問歯科衛生指導料 (単一建物診療患者が 1 人の場合)
303007410	訪問歯科衛生指導料 (単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合)
303007510	訪問歯科衛生指導料 (1 及び 2 以外の場合)

## (2) がん

① 周術期等口腔機能管理料 (I) (手術前)、周術期等口腔機能管理料 (I) (手術後)、周術期等口腔機能管理料 (II) (手術前)、周術期等口腔機能管理料 (II) (手術後)、周術期等口腔機能管理料 (III) の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数

- 2019 年度の歯科入院外レセプトを集計対象としました。
- 周術期等口腔機能管理料は、「がん等に係る手術を実施する患者の周術期における口腔機能の管理を行うため、歯科診療を実施している保険医療機関において、当該手術を実施する患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行い、かつ、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合」に算定できます。
- 2019 年度 1 年間に、周術期等口腔機能管理料の算定のあった算定医療機関数、算定回数、レセプト件数について、以下の管理料 (I) の手術前/手術後、管理料 (II) の手術前/手術後、管理料 (III) の区分別に集計を行いました。

(周術期等口腔機能管理料の区分)

### 周術期口腔機能管理料 (I)

がん等に係る手術を実施する患者の周術期における口腔機能の管理を行うため、歯科診療を実施している保険医療機関において、周術期等口腔機能管理計画に基づき、当該手術を実施する他の病院である保険医療機関に入院中の患者又は他の病院である保険医療機関若しくは同一の病院である保険医療機関に入院中の患者以外の患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行い、かつ、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合

### 周術期口腔機能管理料 (II)

がん等に係る手術を実施する患者の周術期における口腔機能の管理を行うため、歯科診療を実施している病院である保険医療機関において、周術期等口腔機能管理計画に基づき、当該手術を実施する同一の保険医療機関に入院中の患者に対して、当該保険医療機関に属する

歯科医師が口腔機能の管理を行い、かつ、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合

#### 周術期口腔機能管理料（Ⅲ）

がん等に係る放射線治療、化学療法又は緩和ケアを実施する患者の口腔機能を管理するため、歯科診療を実施している保険医療機関において、周術期等口腔機能管理計画に基づき、他の保険医療機関又は同一の保険医療機関において放射線治療等を実施する患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行い、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合

- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

＜周術期等口腔機能管理（Ⅰ）（手術前）の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数＞

302005910	周術期等口腔機能管理料（１）（手術前）
-----------	---------------------

＜周術期等口腔機能管理（Ⅰ）（手術後）の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数＞

302006010	周術期等口腔機能管理料（１）（手術後）
-----------	---------------------

＜周術期等口腔機能管理（Ⅱ）（手術前）の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数＞

302006110	周術期等口腔機能管理料（２）（手術前）
-----------	---------------------

＜周術期等口腔機能管理（Ⅱ）（手術後）の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数＞

302006210	周術期等口腔機能管理料（２）（手術後）
-----------	---------------------

＜周術期等口腔機能管理（Ⅲ）の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数＞

302006310	周術期等口腔機能管理料（３）
-----------	----------------

## ② 周術期等口腔機能管理計画策定料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数

- 2019年度の歯科入院外レセプトを集計対象としました。
- 周術期等口腔機能管理計画策定料は、「がん等に係る全身麻酔による手術又は放射線治療、化学療法もしくは緩和ケアを実施する患者に対して、手術等を実施する保険医療機関からの文書による依頼に基づき、当該患者又はその家族の同意を得た上で、周術期等の口腔機能の評価及び一連の管理計画を策定するとともに、その内容について説明を行い、当該管理計画を文書により提供した場合」に算定できます。
- 2019年度1年間に、周術期等口腔機能管理計画策定料の算定のあった算定医療機関数、算定回数、レセプト件数について、全体、診療所、病院の別に集計を行いました。
- なお、レセプトの集計時に、一部のレセプトにおいて、病院と診療所の区分が判別不明であったことから、診療所分と病院分の合算が、全体と一致しない場合があります。
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。

- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

<周術期等口腔機能管理計画策定料の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数>

302005810	周術期等口腔機能管理計画策定料
-----------	-----------------

### ③ 周術期等専門的口腔衛生処置の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数

- 2019年度の歯科入院外レセプトを集計対象としました。
- 周術期等専門的口腔衛生処置は、「歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合」に算定でき、算定項目は周術期等専門的口腔衛生処置1、周術期等専門的口腔衛生処置2に分かれていますが、これらを合算したものを「周術期等専門的口腔衛生処置」として掲載しています。

(参考) 周術期等専門的口腔衛生処置1：

周術期等口腔機能管理料(I)又は周術期等口腔機能管理料(II)を算定した入院中の患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合、もしくは、周術期等口腔機能管理料(III)を算定した患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合

周術期等専門的口腔衛生処置2：

周術期等口腔機能管理計画に基づき、口腔機能の管理を行っている患者(がん等に係る放射線治療又は化学療法を実施する患者に限る。)に対して、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔粘膜に対する処置を行い、口腔粘膜保護材を使用した場合

- 2019年度1年間に、周術期等専門的口腔衛生処置の算定のあった算定医療機関数、算定回数、レセプト件数について、集計を行いました。
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

<周術期等専門的口腔衛生処置の算定医療機関数、算定回数、レセプト件数>

309011310	周術期等専門的口腔衛生処置(1口腔につき)(周術期等専門的口腔衛生処置1)
309019210	周術期等専門的口腔衛生処置(1口腔につき)(周術期等専門的口腔衛生処置2)

### (3) 歯科保健医療に関する基礎データ等

#### ① 歯科医師数

- 平成 30 年医師・歯科医師・薬剤師統計よりデータを収集しました。
- 集計の対象は、日本国内に住所があって、歯科医師法第 6 条第 3 項により届け出た歯科医師の各届出票です。
- 集計単位は、都道府県別、二次医療圏別及び市区町村別です。

#### ② 就業歯科衛生士・歯科技工士数

- 平成 30 年度衛生行政報告例よりデータを収集しました。
- 収集したデータの種類は、就業歯科衛生士・歯科技工士数の実数及び人口 10 万対の 2 種類です。
- 集計単位は都道府県別です。

#### ③ 病院数総数

- 平成 29 年度から令和元年の、医療施設調査よりデータを収集しました。
- 集計単位は、都道府県別、二次医療圏別及び市区町村別です。

#### ④ 歯科診療所数

- 平成 29 年度から令和元年の、医療施設調査よりデータを収集しました。
- 集計単位は、都道府県別、二次医療圏別及び市区町村別です。

#### ⑤ 歯科系診療科目の標榜病院数

- 平成 29 年度から令和元年の、医療施設調査よりデータを収集しました。
- 掲載する項目のうち、「歯科系科目のいずれかを標榜する病院数」については、統計法に基づき、調査票情報の提供を受け集計を行ったものです。
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。

#### ⑥ 在宅サービス提供診療所数

- 平成 29 年医療施設調査(静態)よりデータを収集しました。
- 集計対象としたサービスは、以下の 9 つです。
  - 在宅サービスのいずれか
  - 訪問診療(居宅)
  - 訪問診療(施設)
  - 訪問歯科衛生指導
  - 居宅療養管理指導(歯科医師による)
  - 居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)
  - 介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)
  - 介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)

□その他の在宅医療サービス

- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。

#### ⑦ 歯科技工所数

- 平成 30 年度衛生行政報告例よりデータを収集しました。
- 集計単位は都道府県別です。

#### ⑧ 歯科診療所の従事者数

- 平成 29 年医療施設調査(静態)よりデータを収集しました。
- 歯科診療所の従事者として、「歯科医師」「歯科衛生士」「歯科技工士」の 3 職種を集計対象としました。
- 集計値は常勤換算したものです。
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。

#### ⑨ 病院における歯科関係職種の従事者数

- 平成 29 年医療施設調査(静態)よりデータを収集しました。
- 歯科診療所の従事者として、「歯科医師」「歯科衛生士」「歯科技工士」の 3 職種を集計対象としました。
- 集計値は常勤換算したものです。
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。

#### ⑩ 歯周疾患検診の受診状況

- 平成 30 年度地域保健・健康増進事業報告より、歯周疾患検診の受診状況について集計しました。
- 調査対象は全国の保健所及び市区町村です。
- 掲載する項目は、1. 地域保健・健康増進事業報告より抜粋した「歯周疾患検診の受診者数」と、2. 当該資料と住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、および人口推計<sup>1</sup>から計算した「人口の推計値に基づく受診割合」(※)の 2 つになります。
- 集計単位は、都道府県別及び市区町村別です。

※ 「人口の推計値に基づく受診割合」は、矢田部・古田・竹内・須磨・湊田・山本・山下(2018)<sup>2</sup>より算出。具体的な方法は以下に記載。

---

<sup>1</sup> <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200524&tstat=000000090001&cycle=7&tclass1=000001011679&tclass2val=0>

<sup>2</sup> 矢田部 尚子, 古田 美智子, 竹内 研時, 須磨 紫乃, 湊田 慎也, 山本 龍生, 山下 喜久(2018) 歯周疾患検診の推定受診率の推移とその地域差に関する検討, 口腔衛生会誌 68,92-100

- ステップ 1. 人口推計より、40～44, 50～54, 60～64, 70～74 歳における  
40, 50, 60, 70 歳の人口割合をそれぞれ算出
- ステップ 2. 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の 5 歳刻みの  
人口データに対してステップ 1 で求めた割合をかけることで、各年  
齢の推定人口を求める。
- ステップ 3. 各年齢における歯周疾患検診受診者数を、各年齢の推定人口で割  
ることで、人口の推計値に基づく受診割合を算出

## ⑪ 有訴者数

- 令和元年国民生活基礎調査よりデータを収集しました。
- 抽出方法は、以下のとおりです。(厚生労働省 HP より引用 )
  - (1) 抽出方法は、国勢調査区（後置番号 1 又は 8）を抽出単位とする層化集落抽出である。
  - (2) 調査区の層化は、産業及び人口集中・非集中の区分により行っている。
  - (3) 大規模調査年では、都道府県・指定都市ごとに一定数を系統抽出、簡易調査年では都道府県・指定都市ごとの国勢調査区数に比例するように系統抽出している。
- 集計値の単位は千人です。
- 集計単位は、都道府県別です。

## ⑫ 1 歳 6 か月児、3 歳児健診受診者におけるむし歯のない幼児割合

- 平成 30 年度地域保健・健康増進事業報告よりデータを集計しました。
- 掲載する項目は、以下の 2 つです。
  - 1 歳 6 か月児、3 歳児健診受診者におけるむし歯のない幼児割合【市区町村実施分】
  - 1 歳 6 か月児、3 歳児健診受診者におけるむし歯のない幼児割合【政令市及び特別区の設置する保健所実施分】
- むし歯のない幼児割合の算出方法については、以下のとおりです。
  - 幼児割合の算出式

$$\text{幼児割合(\%)} = \frac{\text{受診実人員} - \text{むし歯のある人員}}{\text{受診実人員}} \times 100$$

- 市区町村実施分の集計単位は都道府県、二次医療圏、市区町村、政令市及び特別区の設置する保健所実施分の集計単位は都道府県です。